

下呂市の美しい景観づくり

屋外広告物のルールを守りましょう

平成 21 年 4 月より岐阜県屋外広告物条例の適用地域から下呂市屋外広告物条例の適用地域に移行しました。

屋外広告物とは

常時又は一定期間継続して屋外で表示されるポスター、はり紙、立看板、広告板、広告塔などで、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。たとえば、こんなものがあります。



屋上広告



野立広告



突出広告



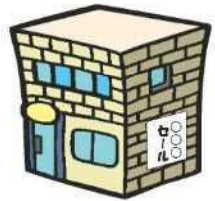
壁面広告



アドバルーン



立看板



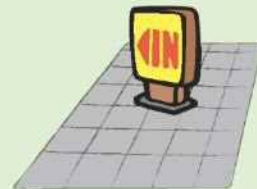
はり紙

屋外広告物の設置の際には許可が必要です

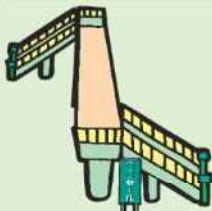
市内で屋外広告物を表示するためには、あらかじめ許可を受けなければならない地域があります。また、禁止地域においては、定められた基準内の看板であれば許可を受け表示することができます。

! このような屋外広告は違反です

破損・倒壊、・落下の恐れがあるもの、道路交通の安全を妨げるもの



掲出を禁止されている物件や地域につけたもの (禁止物件・禁止地域)



歩道橋



信号機



道路上の柵



街路樹

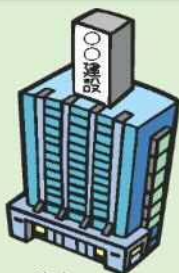


※適用除外あり。

(はり紙、はり札等、
広告板、立看板等は禁止)

電柱 など

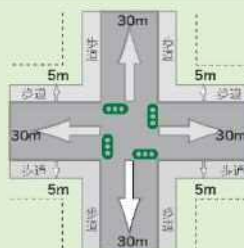
高さや表示面積、設置場所などの許可基準に違反したもの



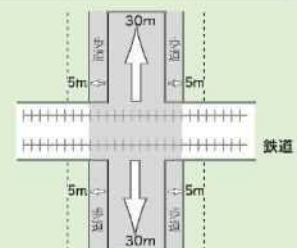
高さ



面積



交差点



踏切

守らなければならない基準（ルール）

共通基準

- ①下呂市景観計画に適合すること
- ②郷土の美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
- ③汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。
- ④広告を表示しない裏面、脚部等の露出部分は、塗装その他の装飾をしたものであること。
- ⑤蛍光塗料は、使用しないものであること。
- ⑥電飾設備にあっては、点滅速度は緩やかであって美観風致を損なわないものであること。
- ⑦色彩は、美観風致の維持に十分配慮したものであること。
- ⑧構造は、容易に腐朽し、又は破損しないもので、公衆に対する危害防止に十分配慮すること。

景観に配慮された看板



明度差を活用し色彩に配慮

下呂市の美しい景観づくり

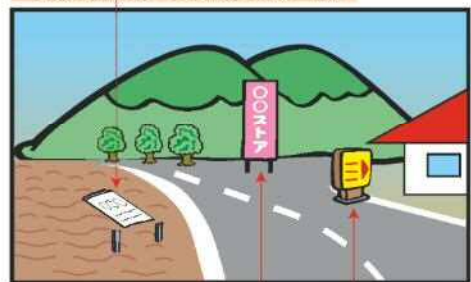
下呂市の美しい景観づくり

下呂市の美しい景観づくり

下呂市の美しい景観づくり

設置場所・構造に配慮

容易に腐朽し、又は破損しない構造



郷土の美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないもの

個別基準

- 広告物の区分や種類によって、表示面積や高さ、構造についての個別基準があり、許可期間もそれぞれ定められています。（個別基準の詳細は下記担当課へお問い合わせください）

| 広告物の区分 | 広告物の定義 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------|
| 自家広告物 | 自己の氏名・営業内容、商標等を表示するため、自己の住所・営業所等に掲出するもの |
| 案内用広告物 | 自己の住所・事業所・営業所・作業所の位置を知らせるためその付近に掲出するもの 道標・案内図板・商標等、その他公衆の利便に供する広告物 |
| 公共広告物 | 国・地方公共団体、市長が指定する公共団体等が公益的な掲出を行う広告物 |

| 広告物の構造 | 広告物の種類 |
|---------|-----------------------------|
| 強固な構造の物 | 野立看板・屋上看板・突出看板・壁面広告 |
| 簡易な構造の物 | 立看板・広告幕（横断幕・桃太郎旗）はり紙（ポスター類） |
| その他の物 | 電柱広告・街灯広告・アドバルーン |

許可申請手続き

まず最初に

屋外広告物を設置又は表示される場合は事前に設置場所の規制内容の確認をお願いします。
なお、許可地域、禁止地域に設置の場合は必ず設置及び表示前に許可申請を行ってください。

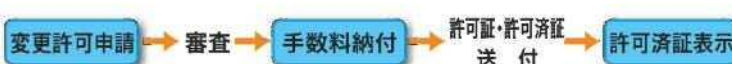
新規申請の場合



更新手続きの場合



変更申請の場合

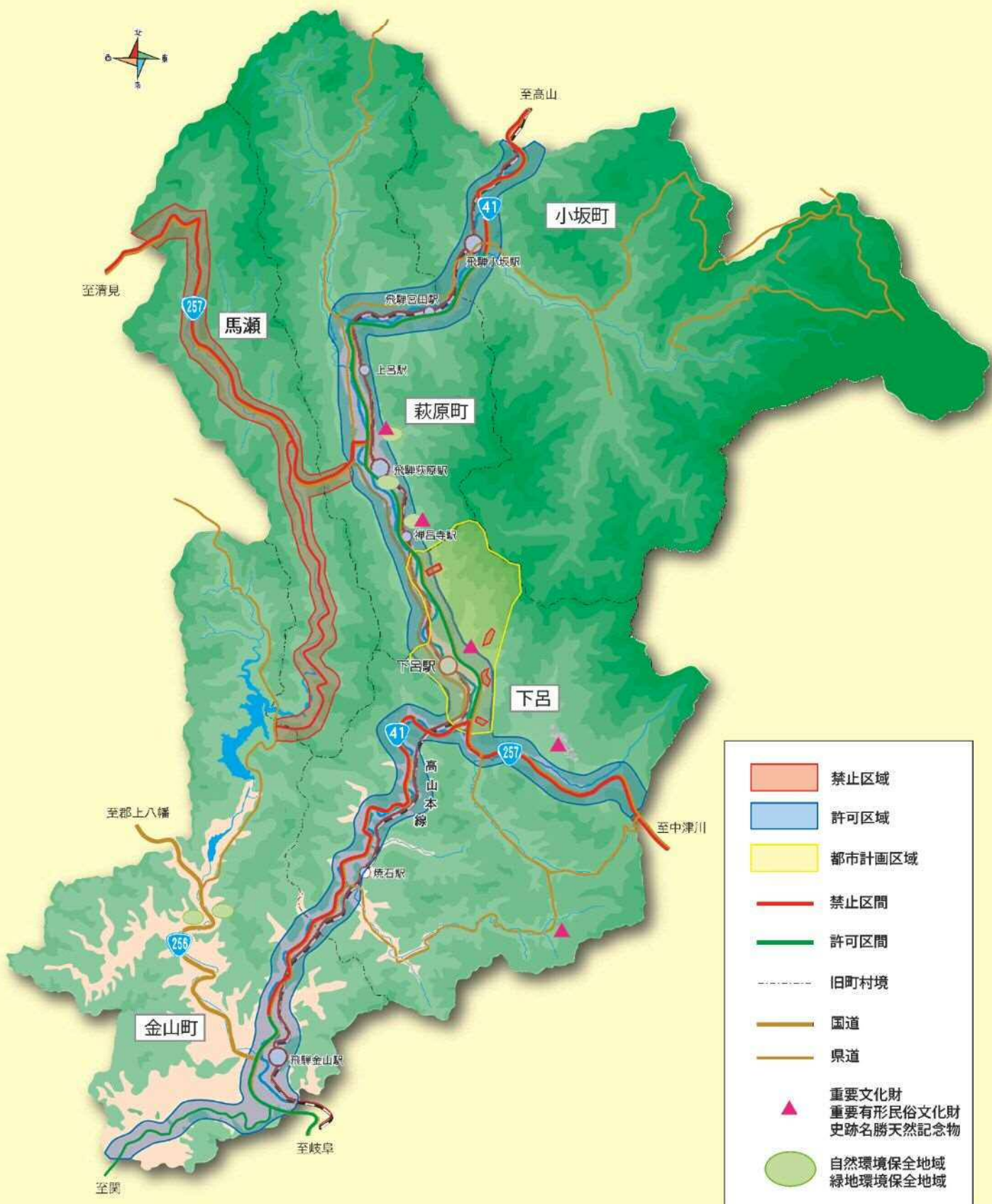


- 新規の許可に必要な書類
- ① 屋外広告物許可申請書（市役所にあります）
- ② 位置図（任意）
- ③ 形状、寸法、構造に関する仕様書（任意）
- ④ 色彩広告面模写図（任意）

● 問い合わせ先 下呂市役所 市民生活部 住宅対策課 TEL 0576-24-2222

* ホームページでもご覧いただけます。http://www.city.gero.lg.jp/ 検索 屋外広告物

下呂市屋外広告物規制区域



●禁止地域・禁止区間（屋外広告物の掲出ができない地域及び区間）

※適用除外あり

| 名称 | 地域・区間等 | 禁止区域・区間内容 |
|----------|----------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 国道 257 号 | 萩原町のはぎわら大橋～同町の新日和田トンネル | 路線から展望できる両側 100m未満の地域、及び 路線敷地内 |
| | 馬瀬名丸の新日和田トンネル～馬瀬川上の下呂市堺 | |
| 県道下山名丸線 | 馬瀬名丸の国道 257 号との交点～馬瀬下山の馬瀬大橋 | 路線から展望できる両側 1,000m未満の地域、及び 路線敷地内 |
| 都市計画区域 | 第一種低層住居専用地域（東上田・小川地区の一部） 都市公園（つつじが丘公園・しらさぎ緑地公園） | 指定区域内全域 |
| 馬瀬川 | 馬瀬川上の下呂市境～馬瀬下山の馬瀬大橋 | 川の両側 1,000m未満 |
| J R 高山線 | 下呂市内全域 | 線路敷地内 |
| 国道 41 号 | 金山町の市道下切峠線との交点～小川の帯雲橋 | 路線敷地内 |
| | 小坂町の県道下呂小坂線との交点～同町の下呂市境 | |
| 国道 257 号 | 御厩野の下呂市堺～小川の国道 4 1 号との交点 | |

* 禁止地域内の適用除外の基準内に値する屋外広告物については許可を受け掲出することができます。

●許可地域・許可区間（許可を受け屋外広告物の掲出ができる地域）

| 名称 | 地域・区間等 | 禁止区域・区間内容 |
|----------|--------------------------|-----------------------------|
| J R 高山線 | 下呂市内全域 | 路線から展望できる 両側 1,000m未満の地域 |
| 国道 41 号 | 金山町の下呂市境～小坂町の下呂市境 | |
| 県道・関金山線 | 金山町の下呂市境～同町の国道 4 1 号との交点 | |
| 国道 257 号 | 御厩野の下呂市堺～小川の国道 4 1 号との交点 | |
| 都市計画区域 | 第一種低層住居専用地域以外の都市計画区域 | 指定区域内全域 |
| 国道 41 号 | 金山町の下呂市境～同町の市道下切峠線との交点 | 路線敷地内 |
| | 小川の帯雲橋～小坂町の県道下呂小坂線との交点 | |

●その他（禁止建造物、指定禁止区域等）

| 指定内容 | 指定物件・地域名称 | 所在地 | 規制区域 |
|----------------|-------------|---------|-------------|
| 重要文化財（国指定） | 旧大戸家住宅 | 森（合掌村内） | 建物周辺の 50m未満 |
| | 久津八幡宮拝殿及び本殿 | 萩原町上呂 | |
| 重要有形民俗文化財（国指定） | 門和佐の舞台 | 門和佐 | 指定区域内全域 |
| 史跡名勝天然記念物（国指定） | 禅昌寺の大スギ | 萩原町中呂 | |
| | 竹原シダレグリ自生地 | 乗政 | |
| 自然環境保全地域（県指定） | 祖師野地域の一部 | 金山町祖師野 | |
| 緑地環境保全地域（県指定） | 久津八幡宮 | 萩原町中呂 | |
| | 諏訪神社 | 萩原町萩原 | |
| | 禅昌寺 | 萩原町中呂 | |